役員等報酬及び費用弁償規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　寿陽会（以下「当法人」という。）定款第９条、第２４条及び評議員選任・解任委員会運営細則第６条の規定により、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償並びに支給方法を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

３　報酬は、当法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支給されるものである。

（理事長の報酬）

第３条　常勤の理事長の場合は、別表１のとおりとする。

（理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬等）

第４条　理事が理事会に出席したときは、別表２により１日分の報酬を支給することができる。ただし、常勤理事長及び理事が当法人の職員である場合は、これを支給しない。

２　監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表２により１日分の報酬を支給することができる。

ただし、理事会及び評議員会が同一日に開催され、その両方に出席した場合であっても、別表２による１日分の報酬のみ支給するものとする。

３　評議員が評議員会に出席したときは、別表２により１日分の報酬を支給することができる。

４　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表２により１日分の報酬を支給することができる。

５　役員等が同日にあわせて当法人のための業務にあたった場合であっても、第５条第１項の報酬はこれを支給しないものとする。

（役員等の勤務報酬等）

第５条　役員等が理事会または評議員会開催日以外の日において、当法人のための業務にあたった場合は、別表３により報酬を支払うことができる。

ただし、常勤理事長及び役員が当法人の職員である場合は、これを支給しない。

２　監事が理事会及び評議員会開催日以外の日において、定款第２１条１項に定める事項又は所轄庁による監査へ立ち合った場合は、別表４により報酬を支給することができる。

（支給方法）

第６条　役員等の報酬は、次の各号に応じて定める時期とする。

（１）常勤理事長については、毎月２５日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

（２）常勤理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

（３）第５条に規定する額は、立会いまたは実施した都度、支給する。

（費用弁償）

第７条　役員等が理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは当法人の業務のために出張したときは、旅費として費用弁償する。

２　費用弁償額は、別に定める旅費規程の定めるところにより支給する。

（兼務理事）

第８条　施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第９条　役員等は、当法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会で決議しなければならない。

（補則）

第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２５年１月１０日から施行する。

この規程は、平成２９年６月１５日から施行する。

この規程は、令和　３年４月　１日から施行する。

この規程は、令和　５年６月１９日から施行する。

別表１（第３条関係）

区　分	報酬額（月額）	但、一会計年度における報酬の総額は、賞与を含め５５０万円以内とする。
常勤理事長	３８５，０００円	

別表２（第４条関係）

区　分	報酬額（日額）
理　事	１０，０００円
監　事	１０，０００円
評議員	１０，０００円
評議員選任・解任委員	１０，０００円

別表３（第５条関係）

区　分	報酬額（日額）
理　事	３，０００円
監　事	３，０００円
評議員	３，０００円
評議員選任・解任委員	３，０００円

別表４（第５条関係）

名　称	報酬額
監事監査報酬等	３０，０００円

理事および監事の報酬等の額について

※定款により評議員会の権限において、（１）理事及び監事の報酬等の額、（２）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について決議事項と定められております。

現　状	（報酬額案）
（常勤理事長） ●現行額・・・・・年額１，０００万円以内（賞与含め） （月額）６５２，５００円×１２カ月 （賞与）基本給相当額５２０，０００ ３．９５ヵ月 ●支給方法等・・・毎月、常勤職員の給与支給日に支払い。	（常勤理事長） ●報酬額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（円） ●支給方法等・・・毎月、常勤職員の給与支給日に支払い。
（非常勤の理事・監事） ●現行額・・・・・１人につき、３，０００円。 （旅費規程第１８条により支払い） ●支給方法等・・・理事会、評議員会出席毎に支払い。	（非常勤の理事・監事） ● 報 酬 額 （会議出席時）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（円） （その他用務）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（円） （参考）定款第９条で定める評議員の報酬額 総額５０万円以内≒１万円/人＊ 評議員９名 ＊最大年間５回の会議開催を想定 ●支給方法等・・・理事会、評議員会出席毎に支払い。
（監事監査報酬） ●現行額・・・・・・１人につき、３０，０００円。 ●支給方法等・・・・監事監査・所轄庁立会い時に支払い。	（監事監査報酬） ● 報 酬 額 （監事監査・所轄庁立会い）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（円） （その他用務）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（円） ●支給方法等・・・・監事監査出席毎に支払い。